

第3次津市男女共同参画基本計画
平成30年度実施状況報告書

令和元年10月
津市男女共同参画審議会

はじめに

当報告書は、第3次津市男女共同参画基本計画に掲げた64事業について平成30年度の取組状況とそれに対する津市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という）からの意見である。

審議会では、これまでも計画の進行管理のため、毎年度、各事業の達成度、進捗状況に対する評価を実施してきたが、本年度からは、より分かりやすい報告書づくりを目指し、各事業に対する審議会からの意見を具体的に記載する形式に改めた。その作業過程は次のとおりである。

まず、担当部署から各事業の取組状況について報告を受け、これに基づき審議会委員からの質疑を行い、担当部署からの回答を得た。その上で、審議会委員は各事業に対する意見等を提出し、これらの意見等を集約するために設置した検討委員会で報告書の素案を作成、審議会の最終審議にて決定した。

ここで注目すべきは、前計画では対象事業数が125であったのに対し、本計画では64と大きく削減されたことである。これは、すべての事業において男女共同参画の視点が不可欠であることは言うまでもないが、男女共同参画推進へ直結する事業に対象を絞ることで、男女共同参画をより明確に推進しようとの意図からである。

従って、64事業の担当部署にあつては、審議会からの意見を真摯に受け止め、これまで以上にしっかりと男女共同参画の視点に立ち、各事業を展開するとともに、数値目標を掲げる事業については、速やかにその数値目標を達成できるよう男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取り組みの推進を期待する。

目 次

1	第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系……………	1
2	基本目標における各事業の取り組み・審議会からの意見 基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進……………	2～ 9
	基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進……………	10～13
	基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進……………	14～21
	基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備……………	22～27
	基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化……………	28～33
3	数値目標の推移……………	34～35
4	参考資料 (1) 津市男女共同参画審議会委員名簿……………	36
	(2) 平成30年度施策進捗状況審議経過……………	37

1 第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及 ②子育て・介護支援の充実 ③育児・介護休業制度などの整備と利用促進 ④就労・能力開発のための支援
	II 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑤市の審議会などでの男女共同参画の推進 ⑥事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦市職員の男女共同参画の視点に立った登用
	III 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧家庭・地域における男女共同参画の促進 ⑨防災対策における男女共同参画の促進 ⑩生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ⑪男女の生涯にわたる学習の場の提供 ⑫男女の生涯にわたる健康の支援
	IV 人権が尊重される環境の整備	⑬DV防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑭あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑮幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進
	V 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化	⑯男女共同参画推進のための連携体制づくり ⑰市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化 ⑱市内における推進体制の強化 ⑲市民への啓発と協働の促進

※ 下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

計画期間 2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度（令和 4 年度）

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

2 基本目標における各事業の取り組み・審議会からの意見

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及

事業名・内容	平成30年度の取り組み	次年度の方向性	審議会からの意見
1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発	（男女共同参画室・商業振興労政課）		
関係課(室)、関係機関などと連携し、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	市民向けには、男女共同参画情報紙25号のクロスワードでワーク・ライフ・バランスの単語を取り上げ、また、男女共同参画フォーラムでは、「さあ、どうする？仕事と家庭と私のバランス」と題した紙芝居を上演し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行いました。 また、事業所に対しては、アンケートにより事業所の状況を伺った後、訪問にて資料提供、面談等を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発と普及を行いました。 引き続き、幅広い年齢層へ向けた継続的な啓発が必要であると考えため、現在の取り組みを継続しながら、より効果的な啓発方法についても検討していきます。	継 続	市民には、例えば、連携映画祭や男女共同参画フォーラムの開演前にワーク・ライフ・バランスに関する動画を上映するなど工夫し、更なる啓発に努められたい。 また、事業所には、企業訪問を継続する中でワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みの促進を啓発されたい。
2 勤労者福祉の充実	（商業振興労政課）		
勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者の福祉向上を図るとともに企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設置された三重中勢勤労者サービスセンター（ジョイフル中勢）を支援（補助金：1,300千円）することで市内企業の勤労者に対する福利厚生の充実を促進しました。	継 続	三重中勢勤労者サービスセンターへの補助事業については、内容を検証し、市民にも分かりやすく公表することで、より一層、ワーク・ライフ・バランスの啓発普及につながるよう指導・助言をお願いしたい。

3	勤労青少年講座の実施		(商業振興労政課)	
	働く若年者の仲間づくりや余暇の充実など、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	働く若年者の余暇充実と、趣味を通じた交友の促進を目的に、勤労青少年講座を開催し、勤労者の教養、趣味の充実とともに、勤労者福祉の向上を図ることができました。 (H30 年度実績：料理、英会話など 15 講座、141 人受講)	継 続	講座の参加者が少ないため、参加者増を目指して内容充実を図るとともに、男性の積極的な参加を促すよう努められたい。
4	男性のためのハウスキーピングスキルアップ講座の充実		(生涯学習課)	
	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理など）や地域での活動を男性も共に担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	男性を対象とした料理教室を開催し、講座を通じて男女共同参画の意識啓発に努めました。 (H30 年度実績：講座数 9 講座、110 人受講) 今後も料理能力の向上だけでなく、男性が実生活で料理を行うことの意味や必要性を参加者に伝えることで、男女共同参画意識の高揚を図っていききたいと考えます。	継 続	当該講座内容として、料理以外にも衣服の手入れや部屋の片づけ、家計管理などを組み込み、内容拡大を工夫されたい。

② 子育て・介護支援の充実

事 業 名 ・ 内 容		平成 30 年度の取り組み	次年度の方向性	審議会からの意見
5	子育て支援事業の充実		(子育て推進課)	
	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	保育所においては、園開放を実施し、将来入園を希望する地域の親子が園児と一緒に園庭で遊んだり、保護者が園長や保育士に育児の悩みを相談したりできるよう取り組みました。 子育て支援センターにおいては、常に親子が安心できる場の提供や、親の孤立感・不安感を防ぐため、ママ友づくりの支援・相談、地域の子育てに関する情報提供、月 1 回以上のイベント開催により、親育て・子どもの育ちの支援に取り組みました。(父親や祖父の参加割合は、約 1～5 %未満であり、育休中の母親の利用が多い傾向あり) 園開放や子育て支援センターは、不特定多数の利用者が来所するため、利用者に合った関わり方や言葉掛け等の対応が必要です。	継 続	固定的性別役割分担意識の払拭に向け、子育て支援センターについては、男性がより参加しやすい行事内容や開設方法について検討されたい。

6	保育サービスの充実	(子育て推進課)
	通常保育のほか、延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。 市内の保育所・認定こども園等において、延長保育は公立 10 園、私立 24 園、休日保育は私立 1 園、一時預かりは公立 10 園、私立 9 園で実施し、保育サービスの充実に努めました。(延長・一時預かり保育 昨年度比各 2 園増加) 今後、さらに保育士の確保に努め、特別保育等事業の充実を図り、保護者のニーズに対応していく必要があります。	継 続 共働き世代の増加に伴い、保育サービスの充実は欠かせない地域課題であることから、保育士の処遇改善および人材確保に努められたい。
7	ファミリー・サポート・センター事業の充実	(こども支援課)
	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。 H30 年度実績：会員相互の援助活動 1,776 件 提供会員の確保及び資質向上のための養成講座を 2 クール実施 (計 22 講座、51 時間)、依頼会員と提供会員の交流会を開催しました。 新たな提供会員の確保が課題となっており、広報津への記事掲載や独自の広報紙作成のほか、特に会員数の少ない地域への養成講座受講者募集チラシの配布等、制度周知のため広報活動を継続して行います。	継 続 新たな提供会員と利用者の確保に向け、広報等の強化に努められたい。 また、提供会員の資質向上を図り、より多くの利用者が安心して利用できる体制づくりを進められたい。
8	子育て支援ショートスティ事業の充実	(こども支援課)
	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気・介護・育児不安などにより、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。 H30 年度実績：217 日 延べ 32 人利用 (育児疲れや育児不安等の理由を中心に) 虐待未然防止の観点から、必要に応じて児童相談所の一時保護と連携するなど制度の運用を図りました。 保護者の病気・出産、家族の病気の看護等、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった場合に利用できるよう、市ホームページや関連冊子への掲載の他、当課相談窓口や関係機関を通じて事業案内し、市民へ広く周知しました。当該事業は、育児疲れや育児不安を持つ保護者の育児を一時的に代替することで、負担軽減や児童虐待防止にも有意義な事業であることから、引き続き、事業周知を行うとともに利用者への適切な支援につなげるよう努めます。	継 続 より身近に利用できる体制づくりと当該事業の周知徹底に努め、さらに多くの方に利用していただけるよう他機関や他部局との連携強化を図られたい。

9	家庭児童相談の実施	(こども支援課)
	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。 家庭児童相談の第一義的な窓口として、日々寄せられる様々な相談に対し、助言やサービスを案内する等、幅広い相談に柔軟に対応できるよう努めました。 また、必要に応じて児童相談所や保健センター、発達支援センター等の専門機関に繋げ、児童虐待防止に努めました。 相談内容も多様化していることから、様々な相談に対して幅広い助言等ができるよう、引き続き職員の資質向上及び関連情報の収集に努め、相談体制の強化を図るとともに、保護者等がより気軽に相談できるよう相談事業の周知に努めます。	継 続 相談件数の増加が著しく、相談内容も多様化しているため、十分な相談対応ができるよう体制強化を図られたい。
10	包括的支援事業の実施	(地域包括ケア推進室・高齢福祉課)
	地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行います。 市内に9か所の地域包括支援センターを配置し、地域包括ケア推進室内にある地域包括支援センターは、基幹的な役割を持って統括することとし、高齢者の権利尊重を図るため、権利擁護事業に取り組みました。	継 続 各介護関連部署の役割やサービス内容を市民へより分かりやすく周知し、利用しやすい体制づくりを進めるとともに、働く世代が、介護を理由に退職することがないよう支援事業の充実を図られたい。

11	高齢福祉サービスの実施	(高齢福祉課)
	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種高齢福祉サービスを実施します。 介護保険以外の高齢者福祉サービスを展開し、在宅で安心して生活できるよう取り組みました。特に緊急通報装置設置事業は、平成 30 年度に機器の種類を増やして利用者が選択できるよう、また、協力者が 2 人必要だったところを協力者がいなくても利用できるよう利用要件を緩和し、利用しやすくしました。 今後、その実績等を分析し、課税要件の緩和等を検討していきたいと思います。引き続き、高齢福祉サービスの更なる普及啓発を進め、利用拡大に努めていきます。	継 続 安心して住み慣れた地域で生活を送れるようサービスの充実と実態に適合した要件見直しを図りたい。
12	介護保険サービスの利用促進	(介護保険課)
	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。 3 年ごとの国の制度改正等により、平成 30 年度は第 7 期介護保険事業計画スタート年となり介護保険料改定も行ったことから、広報津(4/15 号)で、主な制度改正内容および保険料改定について市民へ周知しました。 また、広報津(7/1 号)で、本年度の保険料決定に係る納入通知書送付・負担限度額(介護保険施設等における食費・居住費の減額制度)の認定申請の案内を行い、介護保険制度の周知を図りました。 65 歳に到達した者(第 1 号被保険者)に対しては、介護保険被保険者証の郵送時に、介護保険制度の簡易な説明パンフを同封し、介護保険制度への理解の普及を図っています。 介護保険サービスの利用促進については、高齢者が身近な地域で生活できるよう、また、在宅介護の負担軽減に資するよう、第 7 期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護の事業所整備を進めるため、9 月に公募を実施しました。 引き続き介護保険制度の周知に努めるとともに、平成 30 年度は地域密着型サービスの事業所応募がなかったことから、次年度以降も公募を実施し、事業所整備に努めていきます。	継 続 地域密着型サービスについては、事業者が応募しやすい募集方法を研究し、利用者視点に立ったサービスの向上に努められたい。

13	家庭教育支援セミナーの実施	(生涯学習課)
	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援セミナーを実施します。 ■未就学児の保護者等対象講座（受講者数 18 人） 日時：6 月 5 日～8 月 7 日（10 回） 場所：中央公民館 ■思春期の子どもの保護者等対象講座（受講者数 464 人） 日時：10 月 30 日、11 月 16 日、平成 31 年 1 月 17 日 場所：市内小中学校 思春期の子どもの保護者等対象講座については、P T A 共催で開催していますが、本年度から各小中学校が事業内容を複数提案する手法に変えたことで開催回数が増え、また、保護者だけでなく生徒の参加もあり、受講者数が増えました。内容を検討しつつ、今後も継続して開催していきます。	継 続 小中学校との連携により開催数、受講者数が増えたことは評価できる。 幼稚園や保育園等とのさらなる連携や父親の参加促進に向け、セミナー内容や開催日時、周知方法などを再検討されたい。
14	放課後児童対策の充実	(生涯学習課)
	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 施設整備については、津市公共施設等総合管理計画に基づく放課後児童クラブの整備指針の下、小学校の余裕教室、他の公共施設及び民間施設の活用などを検討することとしています。 平成 30 年度の政策会議にて、専用施設がないクラブと専用区画面積が確保できていないクラブの整備順位を整理しました。また、未設置の 2 校区に放課後児童クラブが新設されました。 支援員等の処遇改善については、各クラブとの懇談会や全放課後児童クラブを対象にした補助金説明会などの機会を通じて、制度の活用や周知徹底を図りました。	継 続 目標値の見直しを検討するとともに、さらに未設置校区を減らすよう取り組まれたい。 また、指導員研修では、男女共同参画をはじめとした研修機会を設けていただきたい。

③ 育児・介護休業制度などの整備と利用促進

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の方向性	審議会からの意見
15	育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発	(人事課)		
	職員が子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続き時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	新規採用者に向けて、各種休暇等の説明を行うとともに、その他職員からの個別相談を受け、相談内容に応じた休暇等の案内を行いました。 また、育児休業を取得しやすい環境の整備を図るため、引き続き育休代替任期付職員採用試験を実施し、随時採用も行いました。 (参考：平成 31 年 4 月 1 日時点 47 人採用)	継 続	目標値の見直しを検討するとともに、引き続き当該制度の周知徹底を図り、利用しやすい職場体制を整備し、男性が育児・介護へ積極的に参画できる職場づくりを進められたい。

④ 就労・能力開発のための支援

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の方向性	審議会からの意見
16	就業能力向上に向けた支援	(男女共同参画室・商業振興労政課・生涯学習課)		
	関係課(室)が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	「女性のための就職応援セミナー」として①エクセルパソコンセミナー、②再就職・チャレンジ応援セミナー、③女性や女性を応援する人を対象としたセミナーを開催しました。 従来のパソコンセミナーに就労に向けたモチベーションUPを目指すセミナーを加えたことで、受講生には好評でした。 また、平日夜間には公民館講座として「仕事で役立つパソコン教室」を開催し、男女共同参画室が実施する講座とは異なる参加者層の職業能力向上に努めました。 ハローワーク津が主催する再就職職業訓練（ハロートレーニング）など関係機関が実施する情報についてもチラシ配布、ポスター掲示などにより周知しました。	継 続	当該事業が就労や職業能力向上にどれだけ貢献しているかをアンケート調査等で検証し、時代やニーズに応じた内容を検討し、さらなる充実を図られたい。

17	就業相談・就業支援	(商業振興労政課)
	関係機関と連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。 平成 30 年 8 月に、三重労働局と「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。その体制の中で、ハローワーク津や三重県と連携し、市民からの問い合わせ内容に応じて関係機関（ハローワーク津やおしごと広場みえなど）への案内や、パンフレット、チラシ等の配布を行いました。	継 続 より多くの人が利用できるよう、体制づくりと啓発を進められたい。
18	起業家などに対する支援	(経営支援課)
	市内の公的な創業支援機関と連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供などの支援を行います。 起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口（ワンストップ相談窓口）を設置し、相談内容に応じた適切な判断を行い、各創業支援機関が分担して相談対応を行うことや、三重県産業支援センターなど地域の創業支援機関へつなぐなどの支援を実施しました。 また、起業・創業に対する理解と関心を深めることを目的としたビジネスカフェ（創業講演や交流会）を、年 6 回開催しました。 (H30 年度実績：参加者数 117 人 うち女性 80 人 68.3%)	継 続 ビジネスカフェは、とても有益な事業であり、女性の参加者が増えていることは喜ばしい。 引き続き、女性のニーズに即した事業を継続するとともに、当該事業を広く PR し、起業を考える人の支援に努められたい。

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

⑤ 市の審議会などでの男女共同参画の推進

事業名・内容	平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
19 審議会などへの女性の登用推進		(全庁・行政経営課)	
市が設置する審議会などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、審議会などへの女性の登用率が 30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	「津市附属機関の設置及び運営に関する指針」の委員等の構成等に係る基本方針では、「各附属機関等の委員等について、積極的な女性の選任に努め、委員等に占める女性の比率が 30%を超えるよう努める」こととしており、各審議会等の委員の選任に当たっては、委員等に占める女性の比率が 30%を超えていない場合は、その理由を求めなどの取り組みを進めるとともに、平成 30 年度には、改めて庁内各課に指針の趣旨を踏まえた委員の選任を行うよう求める通知を行い、女性の比率の向上に努めました。 ■審議会等の合計のうち女性委員の占める比率 平成 31 年 3 月 31 日時点 25.5% (210/824 人) 平成 30 年 3 月 31 日時点 24.5% (202/825 人) ■女性の選任比率 30%を達成している審議会等 53 審議会（諮問案件無しなどにより委員未選任の審議会等を除く）中 22 審議会 今後も、引き続き積極的な女性の選任に努めるよう全部局へ周知するとともに、各審議会等所管課にて関係団体へ推薦依頼を行うに当たり、より積極的な女性の推薦が得られるよう働きかけることで、委員等に占める女性の比率が 30%を超えるよう取り組みの推進を図ります。	継 続	関係機関へ委員の選任を依頼する場合、女性委員が少ない附属機関においては、女性の意見を施策に反映できるよう役職にとらわれず積極的に女性登用を依頼されたい。 また、役職を指定して委員を委嘱している場合は、各審議会の会則等の改定も検討されたい。

⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
20	事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進		(男女共同参画室・商業振興労政課)	
	事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	男女共同参画フォーラムや情報紙を通じて事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行っています。 男女共同参画情報紙「つばさ」3月号では、平成30年5月23日に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を紹介する記事を掲載して、方針決定の場における男女共同参画の促進を啓発しました。 また、人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問を行い、障がい者雇用やワーク・ライフ・バランス等の啓発、市の制度周知などと合わせ、企業の管理職登用等、方針決定の場における男女共同参画の推進について意識啓発を行いました。	継 続	事業所においては、大企業だけでなく中小企業での先行事例を挙げ、具体的に女性登用に向けた啓発を進めていただきたい。 また、自治会や自主防災会など女性が少ない地域・組織においては、団体と連携しながら実態調査を行い、女性リーダー育成講座などの新たな取り組みも検討されたい。
21	農林水産業従事女性への意識啓発・支援		(農林水産政策課)	
	地域農業の将来を考える「人・農地プラン検討会」において女性農業者比率を30%以上にします。	「人・農地プラン検討会」は、地域での話し合いにより、地域を中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについて検討するための組織であり、委員9人のうち女性委員は4人であり、うち女性農業者は3人です。 (女性農業者比率：33.3%)	継 続	「人・農地プラン検討会」は、市民に向けた組織の見える化を進めるとともに、女性の意見を積極的に取り入れるよう努められたい。

⑦ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用

事業名・内容	平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
22 市職員における女性の管理職への登用の推進		(人事課・消防総務課)	
女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹および担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置および人材育成を行います。 また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。	「津市特定事業主行動計画」(H28 策定)において、課長級以上職員に占める女性職員の割合の目標値を 12%以上と掲げており、平成 31 年 4 月 1 日付け人事異動では、その目標を踏まえつつ、組織を管理・運営するために必要な能力、取組姿勢、あるいは業務経験等を十分に考慮した結果、部長級の職に 2 年ぶりに女性職員を昇任、また、部次長級の職に 1 人、課長級の職に 4 人を昇任しました。引き続き幹部職員への女性登用を続けています。 男性と比較して女性消防吏員が少ないため、先進例となる女性幹部職員がいない現状であり、女性消防吏員が職域やキャリアを拡大できるよう、消防大学校への派遣、消防庁アドバイザーによる研修受講、消防本部への女性職員の配置等を実施し、幹部職員として必要な経験を積めるような取り組みを実施しました。 ■消防大学校への派遣 平成 30 年 12 月 13 日～21 日 消防士長 1 人派遣 ■総務省消防庁女性消防吏員活躍推進アドバイザーによる研修会 平成 30 年 12 月 27 日 消防士長 2 人、消防士 1 人参加 (亀山市) ■平成 30 年度階級昇任試験 女性職員の受験状況 消防士長試験 2 人 (18 人中)、消防司令補試験 1 人 (20 人中) 今後も、現在の取り組みの継続、より効果的な施策を検討して、他の女性消防吏員の目標・ロールモデルとなり得る女性幹部職員の育成を推進していきます。	継 続	女性の管理職登用に向け、若い世代からの職域拡大や多様な職務への積極的配置、段階的な能力開発に向けた研修などの取り組みを強化されたい。 また、消防職員においても、女性幹部職員の早期誕生に向けた人材育成を推進されたい。

23	市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進	(人事課・消防総務課)
	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。 ■女性職員活躍セミナーの実施 危機管理部と共催で「女性の視点による防災・災害対応の推進」をテーマに実施。地域の防災体制づくりにおける女性視点の重要性について、女性職員だけでなく男性職員も受講することにより意識共有を図りました。 講師：静岡大学 学術院教育学領域社会科教育系列 教授 池田 恵子氏 日時：平成 31 年 2 月 5 日（火） 受講者：151 人（うち女性職員 26 人） ■女性職員の派遣研修 職員派遣研修では、女性職員を対象とする自治大学校第 1 部・第 2 部特別課程の第 35 期、第 36 期に各 1 人ずつ派遣し、高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。 自治体国際化協会の海外派遣研修には、応募者のうち女性職員が選出され、平成 29、30 年度の 2 年間、ロンドンへ赴任しました。益々国際化する地域社会の市政を推進する上で重要な、英語力・国際感覚を身に着けています。 総務省消防庁の方針に沿って本市消防本部で設定した女性吏員数値目標を達成するため、民間が主催する職業説明会への参加や消防庁ポータルサイトへの消防本部情報の掲載等を県等と連携して行い、消防職員採用試験での女性受験者獲得に向けた取り組みを進めました。 ■消防吏員を目指す女性をより多く増加させるための「学生向け職業説明会」（アスト津） 平成 30 年 12 月 14 日 県・亀山消防と共同でブース出展 ■消防職員採用試験の女性受験者の状況 令和元年度採用：女性受験者 0 人 引き続き、PR 活動を継続して消防職に対する理解度を促進し、女性受験者数・女性消防吏員の増加に向けた取り組みを推進するとともに、より実効性の高い事業を検討する必要があります。	継 続 女性活躍推進セミナーとして実施した「女性の視点による防災・災害対応の推進」をテーマとした研修は、女性職員の登用を目的とするものではない。女性職員のキャリア形成や意識改革を目的とした研修を別途企画し、継続的に実施されたい。 また、消防職員については、女性受験者が増えるよう PR 強化に努められたい。

基本目標Ⅲ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

⑧ 家庭・地域における男女共同参画の促進

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
24	市民人権講座の充実	(人権課)		
	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	市民人権講座は、市民が人権問題や人権課題に対し、正しい知識や認識を持つことができるよう、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人の人権等について専門講師を招き、市内各所で開催しています。(H30 年度：22 講座、延べ 898 人参加) 参加者は幅広い年齢層(20 代～60 代以上)でした。開催日時等は、より多くの市民に参加していただけるよう、一部の地域で平日夜間や、平日以外に実施するなど工夫しました。 津地域では三重の女性史研究会 佐藤ゆかり事務局長、芸濃地域ではフレンテみえ 石垣弘美所長、一志地域では、フレンテみえ事業課長 長谷川峰子さんを講師に招いて実施しました。 受講者からは、「ジェンダーギャップ指数が日本は 114 位と大変遅れている。政治分野には女性がとても少なく、経済部門でも管理者女性が少ない。もっと女性が頑張りたい」などの意見をいただき、男女共同参画について考えていただくよい機会となりました。	継 続	男女共同参画の視点に立った講座を開催したことは評価できる。今後も、毎年、男女共同参画に関する講座開催を継続されたい。
25	男性の育児参画の推進	(こども支援課)		
	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。	委託事業による親支援教室(ファミリー教室)を、子どもの対象年齢と内容を変えて 2 回実施しました。 7/22(日) パパと幼児の体を使った遊び 12 組 10/21(日) パパと乳児のベビーマッサージ 10 組 父親が子育てに向き合うパパ教室と同時に母親がストレス発散できるママサロンを開催することにより、父母ともに育児に取り組む意欲を高めることができました。参加者募集は、市広報とフェイスブックで告知しており、今後も継続します。	継 続	一時的な男性の育児参加にとどまることなく、日頃から継続して男性が育児に参画する意識づくりを育める事業内容を検討されたい。

26	人権教育講習会の充実	(人権教育課・各教育事務所)
	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民および人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。 【H30 年度実績】人権教育講演会 70 回 7,916 人 人権学習会 149 回 2,747 人 人権教育講演会は、地域の人権課題に合わせたテーマで開催。多くの方に参加していただけるよう各事務所単位で、人権教育指導員や人権教育担当者を中心に講演会を計画しました。 人権学習会は、各地域にて保護者や成年以上の大人を対象に、ある程度固定化したメンバーで地域の人権課題に応じた学習会を実施することができ、被差別の方の思いを知ることを通して、自分の中の偏見や固定観念について振り返る機会となりました。 なお、人権教育講演会や人権学習会のテーマは、「ジェンダーの視点から見える非正規雇用の課題」、「インターネットと人権」、「多様性を認め合う」、「性別って2つだけ」、「人権教育と綴り方」、「子どもの貧困」など、各地域の課題や今日的な社会問題等を取りあげて実施しました。	継 続 女性の人権を継続して取り上げるため、数年単位で講演会・学習会のテーマや地域の偏りを調査し、人権教育課や各教育事務所から指導・助言をお願いしたい。
27	地域力創造セミナーの充実	(生涯学習課)
	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。 市内各公民館では、地域力創造セミナーとして様々な講座を開催しており、その中で、職場復帰を目指す人を支援する講座や、自活能力を高める料理や食育の講座を開催するなど、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めました。	継 続 地域創造力セミナーでは、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材育成を目的としていることから、地域における男女共同参画を推進するためにも、先進事例（四日市市：自治会連合会と連携した女性リーダー育成講座など）を研究し、事業概要に即した講座を立ち上げていただきたい。

⑨ 防災対策における男女共同参画の促進

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
28	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進		(危機管理課)	
	防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	津市防災会議の構成機関の関係上、女性の登用が限定されますが、引き続き女性の参画が図れるよう努めます。また、国民保護協議会についても、基本的には、国の方針に従っていく形になりますが、女性の意見も積極的に取り入れていきます。	継 続	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するため、防災会議は、看護師、助産師、保育士、介護士などへ間口を広げ、女性の意見を積極的に取り入れていただきたい。
29	避難所運営委員会の体制整備		(防災室)	
	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	【状況】避難所運営委員会を設置している指定避難所は、171 か所のうち 59 か所あり、この内、各避難所運営委員会に 1 人でも女性が配置されている避難所は 31 か所です。 【課題・問題等】避難所運営委員会へ女性委員の必要性について各自主防災会長を通じて積極的に働きかけていくことが必要であり、地域の防災訓練や学習会等の機会を捉え、広く周知する方法が課題です。また、「避難所運営委員会で活躍したい」、「避難所には女性の視点等も必要である」と思ってもらえる女性の育成や研修等についても、今後、検討していきます。	継 続	女性委員を含む避難所運営委員会の設置率 100%の数値目標達成に向け、避難所運営委員会未設置の指定避難所において積極的に設置を進め、さらに同委員会へ女性委員を含める働きかけが必要である。 そのため、避難所運営委員会における女性視点の必要性を学び、活躍できる女性を育成する研修会を開催されたい。
30	備蓄品の見直し		(防災室)	
	避難所にあらかじめ備蓄する物資については、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、計画します。	備蓄品については、乾パン・保存飲料水・毛布等が備蓄しており、生理用品や更衣室キットなど女性の視点から見た備蓄は、すでに整備しました。 公的備蓄は、財政的な問題から数量や種類に限りがあります。女性に限らず、災害の備えに必要となるものは、人それぞれに異なり、あ	継 続	多種多様な備蓄品を公的に配備するには限界があることから、今後は、市民の自助と地域の共助による備蓄の充実に向けた啓発を進めていただきたい。

		らゆる立場の人、年齢や性別もさまざまですので、これらに対応する備蓄品をすべて公的に配備することは困難です。今後も可能な範囲で公的備蓄の更新及び追加を行っていきますが、市民には、日頃から自身で必要な物資を準備し、家庭等で備蓄する自助の推進を啓発していきます。		
--	--	---	--	--

⑩ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
31	相談事業の充実	(男女共同参画室)		
	身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方などのさまざまな問題について無料相談を実施しています。 1 カウンセラーによる相談（面談・電話） 1 人 50 分 ①女性カウンセラー 2 人／第 1 ～ 4 火曜日 13:00～18:00 実施回数 46 回 のべ 197 人利用 ②男性カウンセラー 1 人／第 3 火曜日 10:00～12:00 実施回数 12 回 のべ 13 人利用 2 弁護士による相談（対象：女性・面談のみ） 1 人 30 分 弁護士 1 人／第 4 月曜日 10:00～15:00 実施回数 10 回 のべ 79 人利用	継 続	男女共同参画の視点に立った相談事業を実施できるよう、同類の相談事業の状況を調査し、他部署とも連携して実施されたい。

32	女性のための相談事業の充実	(こども支援課)
	女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネットなどを活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。 婦人相談員が対応する相談内容は多岐に渡り、活用すべき施策も多領域に渡ります。相談者の主訴を重視し、相談者の置かれている状況を理解するよう努め、できるだけ多くの選択肢から相談者自身が解決の道筋を決められるようにしました。日頃から、庁内外の関係機関との連携を図り、必要な支援に関する情報収集を行い、相談者自身が解決を図るため、相談者に対するアセスメントや支援方針を検討していく必要があります。引き続き、三重県主催の研修等に参加し、相談員の資質向上に努めていきます。 (H30 年度実績 239 人、延べ相談件数 305 件)	継 続 相談件数が年々減少している原因を検証するとともに、引き続き相談員の資質向上に努め、関係機関との連携を図りながら、相談事業の充実に努められたい。
33	障がい者の自立への支援	(障がい福祉課)
	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。 障がい者が個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が送れるよう、障がい者の利便性確保の観点に立ち、支給用具等について実情に見合った見直しを勧め、適切な支給が行えるよう取り組みを行っています。また、適切な障がい福祉サービスの確保が図られるよう、利用者のニーズを特定相談支援事業所が聞き取り、その中で適切な支援の組み合わせについて配慮していきます。	継 続 障がい者の自立支援に関しては、常に男女共同参画の視点を意識して体制を整備されたい。
34	メンタルヘルス事業の推進	(商業振興労政課)
	勤務者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。 毎月第2、第4金曜日の夜間に、専門カウンセラーによる勤労者メンタルヘルス相談事業を実施し、勤労者の悩み相談、ストレス解消等を支援し、勤労者の健康増進を図りました。 (H30 年度相談実績 延べ 36 人) 広報津やポスターの掲示による P R だけでなく、商工会や商工会議所会員へのチラシ配布や、事業所訪問の際にも従業員へ案内していただくよう周知しました。	継 続 利用件数が少ないため、開設日時の見直しや労働者側（労働組合など）からの周知を進められたい。 また、関係機関へ当該事業を委託することも検討されたい。

35	青少年相談活動の充実	(生涯学習課)		
	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室などにおいて相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。	保護者や関係機関からの相談については、学校や放課後児童クラブでの生活に関する相談を行い、助言や関係機関との調整につなげました。 また、子ども本人からの相談については、相談者の立場に立って傾聴し、相談しやすい環境づくりに取り組んだ結果、同一人物から複数回相談を受けることがあり、支援ができました。 引き続き、青少年が悩み事を相談できるよう啓発活動に取り組むとともに、積極的に街頭指導も行っています。	継 続	青少年の悩みとして、ジェンダーにかかわる要因を含む事例がある場合は、可能な範囲内で審議会へも情報提供をお願いしたい。

⑪ 男女の生涯にわたる学習の場の提供

	事 業 名 ・ 内 容	平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
36	男女共同参画に関する講義科目の充実	(三重短期大学事務局大学総務課)		
	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	ジェンダーをめぐる課題を理解し、社会生活においてジェンダーに関心を持つことを目標として「ジェンダー論」を平成 27 年度から、現代社会で重要視されている基本的人権の問題について考える講義「差別と人権」を平成 9 年度から開講しています。 「ジェンダー論」は、直近の受講生を対象とした授業評価アンケートで、履修理由について「授業内容に関心がある」との回答が 73.3%を占めており、学生の関心が高い講義となっており、授業の評価についても、「総合的に判断してこの授業に満足できる」が 80.2%を占め、高い評価となっています。 「差別と人権」は、授業評価アンケートでの履修理由は「授業内容に関心がある」が 85.7%、授業評価は「総合的に判断してこの授業に満足できる」が 89.3%となっており、「ジェンダー論」の評価と同様に高い評価となっています。 今後もこれらの講義を通じて、学生のジェンダーに対する意識、また人権に対する意識の向上および理解を深めていくとともに男女共同参画への意識を育てていきます。	継 続	専任教員として男女共同参画担当を配置することが望ましい。 また、「差別と人権」では、複合差別の問題についても扱われたい。

⑫ 男女の生涯にわたる健康の支援

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
37	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を促進する意識啓発		（男女共同参画室・健康づくり課）	
	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。また、女性が安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、母子保健サービスを提供します。	男女共同参画情報紙「つばさ」10月号表紙で「第3次津市男女共同参画基本計画の注目ワード」として「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を掲載するとともにクロスワードの問題として取り上げました。今後も機会を捉えて啓発を継続していきます。 10か所の保健センターにて、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師等が妊娠、出産、育児期の相談に応じながら、母子健康手帳を交付しました。 母子健康手帳交付時に、継続して支援が必要な対象者には、支援計画を立て、関係機関と連携を取りながら、出産後の育児がスムーズに行えるよう継続支援しました。また、妊婦教室、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康相談、離乳食教室を実施しました。また、身近に産後の世話をする人がいないなどの対象者に産後ケア事業を実施し、育児支援を行いました。	継 続	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」については、より分かりやすく、具体的事例を紹介するなどの啓発が必要である。
38	男女の生涯にわたる健康の保持・促進		（健康づくり課・保険医療助成課）	
	乳幼児期から高齢者まですべての世代におよぶ切れ目のない健康づくりを行います。	第3次津市健康づくり計画に基づき、妊娠期から高齢期まで各世代に応じた10分野「食生活・栄養」、「運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯とお口の健康」、「生活習慣病・がん」、「休養・こころ」、「仲間づくり」、「感染症・熱中症」、「災害の備え」における取り組みを行っています。広報やホームページ、リーフレットを活用した健康情報の提供や、健康教室、健康相談、健康診査を行うことで、生涯にわたり健康的な生活習慣が送れるよう支援しています。 特定健診の受診率向上対策として、これまで同様に非課税世帯の無料化、健診実施期間の延長、土日の実施、未受診者への電話（8,991	継 続	がん検診受診率向上に向けた取り組みは評価できるが、その中でも特に受診率が低い分野（職種、地域、年齢層等）において、その要因を分析し、より効果的、効率的な受診率の向上に向けた取り組みを検討されたい。

		件）・訪問（モデル地区 162 件）・通知（23,783 通）による勧奨を実施しました。 新たな取り組みとして、地域からの依頼で市が委託する健診業者を派遣する出前健診の人数条件を 30 人から 15 人に緩和し、特定健診とがん検診を同日に受けることができるため人気のある施設健診の定員を 95 人増員しました。 更に、市国保では糖尿病による医療費が増加しているため、糖尿病の健診項目を、これまで血糖値か HbA1c のいずれか 1 つだったものを両方実施することとし、糖尿病の早期発見に向けてより効果的な健康診査としました。 これらの取組の結果、わずかながら受診率向上に繋がったものと考えます。引き続き、幅広い年齢層へ継続的な受診啓発をしながら、より効果的な啓発方法について検討します。		
39	学校における健康教育の推進 児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育などを推進するため、健康教育を行います。	産婦人科医や助産師など専門家を講師に招き、性に関する正しい知識、妊娠、出産、子育てなど将来のライフプラン等について学ぶ思春期ライフプラン教育をすべての中学校にて実施しました。本事業は定着してきており、児童・生徒等の認識も高まっています。 疾病予防に関しては、保健体育の授業で各校学習指導要領に基づき行っています。中でも「がん教育」に関しては、平成 30 年度、県と共催で東京女子医科大学教授 林 和彦先生を招き、研修会と公開授業を開催。国民の半数ががんになると言われている中で、自分ががんになったときにどう考えるか、家族ががんになったときにどう支えていくのか、男女分け隔てなく家族の一員として何をしていくのかを考える機会となりました。 今後も、保護者や関係機関、学校医等とこれまで以上に連携を図りながら、各校の実態に即した健康教育を推進していけるよう、継続して取り組みを進めていきます。	（教育研究支援課） 継 続	性に関する指導は、児童・生徒の発育、発達段階と実態に応じた対応が重要である。相手を思いやる心の教育や、避妊、性感染症、性被害から身を守る教育などは、小学校や幼稚園からの取り組みを検討されたい。

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

⑬ DV 防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
40	DV 防止に関する啓発の実施	(男女共同参画室)		
	各種イベントや講座などを通じて、DV 防止に向けた啓発に努めます。	女性に対する暴力をなくす運動のスタートに合わせて、11 月 12 日の通勤・通学時間に津駅西口にて県や市こども支援課とともに同運動の街頭啓発を行いました。 また、市窓口でのポスターやチラシの掲示・配布に加えて、男女共同参画フォーラムでは、同実行委員会が電子紙芝居で「それってセクハラ・パワハラじゃないの？」を上演しました。 今後も引き続き、機会を捉えて関係部署と連携しながら DV 防止に向けた啓発に努めます。	継 続	DV 防止に向け、あらゆる場面で、若年層からの教育と啓発が必要である。 また、子どもに影響を与える親世代への教育・啓発にも取り組まれない。
41	DV 防止のための活動と被害者などの支援	(こども支援課)		
	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保健所及び福祉関係窓口、医療機関などとの協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察などの関係機関との連携により、DV 被害者および同伴児童などの緊急時における安全確保および一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。	庁内関係部署や警察等と連携し、DV 被害者が本市の女性相談につながるよう取り組みました。 障がいを持つ被害女性については、その病気や障がいについて理解を深めるよう努め、また、外国人女性については、支援の方向性について通訳等を通じて本人確認することが重要となり、庁内外の関係機関の協力を得ながら、安全確保やその後の自立に向けた支援を実施しました。 今後、活用できる社会資源について、さらなる情報収集に努めるとともに、DV と児童虐待対応の連携について適切に実施していきます。 H30 実績：一時保護 2 件 相談件数 47 件（実人数 27 人）	継 続	あらゆる立場の女性（障がい者、外国人、若年層等）に向けた対応ときめ細かな支援体制の充実に努められたい。

42	津市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の推進		（こども支援課）	
	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	津市児童虐待防止等ネットワーク会議代表者会議を7月に開催し、津市の現状に係る情報共有を行うとともに、三重県児童相談センターから講師を招き、「三重県の児童虐待対応とこれからの家庭支援」と題した研修会を実施し、三重県の虐待対応について理解を深めました。 また、児童虐待の防止、早期発見及び連携強化を図るため、平成30年8月に三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部および三重県の四者が「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定書」を締結したことに伴い、中勢児童相談所、津警察及び津南警察の参加を得て、12月に第1回目の実務者会議を開催し、情報共有と連携強化に努めました。 引き続き、津市児童虐待防止等ネットワーク会議を開催するとともに、児童相談所・警察署との実務者会議を継続して行い、三者間の連携体制を構築し、児童虐待の防止に努めます。 （参考）津市児童虐待防止等ネットワーク会議は、①代表者会議、②実務者会議、③ケース会議の3種あり	継 続	ネットワーク会議は、実務者レベルの事例検討やケース会議をきめ細かく開催することで情報交換や研修を行い、緊急時に素早く対応できるよう連携強化に努められたい。
43	児童虐待防止および要保護児童への支援		（こども支援課）	
	DVや児童虐待に関する相談および要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、様々な相談や通告を受け、必要に応じて児童相談所へつなげるなど、児童の安全を最優先に迅速かつ適切な対応に努めました。 児童虐待の対応については、市が最初の相談窓口として状況確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行いました。 全国的に虐待通告件数が増加する中、児童相談所、警察署、市こども支援課による実務者会議を継続して開催するなど引き続き関係機関と情報共有を進めるとともに連携強化を図り、児童虐待防止に努めます。 H30年度実績：相談 859 件、虐待通告 238 件、保護対象児童数延べ 102 人	継 続	児童虐待とDVは表裏一体の関係であることが多いため、教育機関をはじめ、関係部署と連携し、適切なタイミングと被害児童の安心・安全を第一に考え、対応に努められたい。

⑭ あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容	平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
44 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底および相談の実施 (人事課)			
市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対しては、人事課が相談窓口となり、人事課長が直接面談を行うこととしている。また、当事者からの相談以外にも、周囲の職員から相談や情報を聞くことができる体制を整えており、こうした体制を全職員へ周知している。 さらに、従来から継続して研修を実施しており、平成 30 年度は、担当主幹及び担当副主幹級の職員に対してハラスメントに係る研修を行い、各種ハラスメントを防止する意識向上に努めました。	継 続	ハラスメントに関する問題は、表面化しづらく、デリケートな面がある。潜在的な問題を見逃すことがないよう、相談の在り方を見直し、人望のある相談者が第一報を受ける体制づくりや男女同数の委員で構成するハラスメント防止対策委員会、事実調査委員会の設置を早期に実現されたい。
45 職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施 (人事課・男女共同参画室・商業振興労政課)			
職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配布やポスターの掲示などによる啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。	関係部署と総合支所が連携して市内企業 30 社を訪問しました。企業に求められている社会的責任（CSR）やワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の意義などを説明し、人権尊重の重要性について資料にて啓発し、企業で取り組んでいるハラスメント対策をアンケート形式で聞き取りを行いながら、職場におけるセクハラ防止対策や相談しやすい相談体制の確立について、さらに取り組んでいただくよう依頼し、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含め、職場でのトラブルや労働条件等に関し相談できる窓口として、三重県労働相談室を案内しました。 また、女性に対する暴力をなくす運動（11／12～25）に合わせて、県や市こども支援課とともに街頭啓発、市窓口でのポスターやチラシの掲示・配布に加えて、男女共同参画フォーラムでは、同実行委員会が電子紙芝居「それってセクハラ・パワハラじゃないの？」を上演し、市民へ向けてハラスメント防止を啓発しました。	継 続	特に中小企業では、経営者や管理職の意識改革のための教育が必要であるため、企業訪問に加え、企業関係者が集まる場でのセミナー開催など、より広く伝わる啓発方法を工夫して実施されたい。

46	教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	(学校教育課)
	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。 ハラスメントについては、被害者を出さないことはもとより、万が一、被害があった場合に被害者が相談や訴えができる環境づくりが大切です。そのためには、ハラスメント防止に向けての啓発活動に加え、日頃からの良好な人間関係・職場体制づくりが重要です。 防止に向けては、服務研修会での啓発に加え、定期的実施する校長会で、必要に応じてハラスメントの防止について周知徹底しています。各職員の意識はもとより、職場全体としてハラスメントを許さない意識が高まるような職場体制づくりに取り組み、さらに、子どもと職員、職員間においても、日頃から何でも相談し合える関係をつくることで、あらゆるハラスメントを生み出さない、見逃さない職場づくりに努めます。	継 続 ハラスメント対応マニュアルを作成し、職員（教職員以外を含む）、児童・生徒、保護者に周知する必要がある。（子どもは表現等が未熟であることを鑑み、保護者を含めた周知が必要） また、ハラスメントを防止するため、働きやすく、開かれた学校づくりに努められたい。

⑮ 幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
47	幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実		(子育て推進課・学校教育課)	
	幼稚園、保育園、こども園などにおける日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	保育園での遊びにおいて子どもの自発性や遊びの枠を広げられるよう性別で分けることなく保育を行いました。ままごとは女の子の遊びと決めつけたり、玩具や持ち物の色を男の子は水色、女の子はピンクと指定したりしないようにしています。 幼稚園では、教師は子どもとの温かな人間関係を築き、子どもが安心して園生活を送れるよう配慮・援助するとともに、家庭や地域と連携し、子どもの育ちや生活背景などの情報共有を行うことで、教師を含めた周りの大人が、子ども一人一人の思いや個性を大切にしたい保育の充実を図ることに努めました。また、子どもの成長の捉え方、仲間	継 続	特に教育現場における幼児期からの男女共同参画の学習が大切である。 全国の先進的な指導事例や教材を研究し、教員や保育士などへの男女共同参画を主眼とした教育研修および幼児期からの学習機会の提供に取り組まれたい。

		づくり及び人権に関する研修などを実施し、教師の男女共同参画の内容も含めた指導力の向上に取り組みました。 各園では、ゲストティーチャーや家庭教育支援講座などで、地域の方や異世代との交流、命の大切さや多様性について学ぶ機会を設けることで、幼児期から様々な価値観に触れる実体験の場を設けました。		
48	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進		(子育て推進課)	
	保育士および施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。	各園の園内研修等で男女共同参画に添った内容の研修を行い、一人一人の意識の向上を図りました。 保育現場は女性職員の占める割合が多く、女性目線での物事の考え方に偏りがちになりやすいため、男性保育士の意見も聞き、一人一人の意識向上を図っていききたいと考えています。	継 続	児童福祉施設での普段の生活や進路選択を含め、ジェンダーバイアスに対する指導・助言ができる職員を育成するとともに、男性保育士が広く活躍できる環境づくりに取り組まれたい。
49	男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進		(教育研究支援課)	
	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の修得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるような進路指導・生徒指導に努めます。	すべての中学校・義務教育学校において、地域事業所の協力を得て、職場体験学習を実施しました。多くの中学校では2年生（義務教育学校は8年生、分校は3年生も含む）で実施し、3年生の進路選択、加えて将来の職業選択につながるよう計画されています。 また、ゲストティーチャーを招き、仕事についての講演や、その人の生き方に触れるなど様々な職業観を学ぶとともに、主体的な進路選択の力の育成を図りました。事業所の選択においては、男女の分け隔てなく取り組みが進められ、生徒も性別によって受け入れられる事業所が限られるような認識はなく、希望の職種を選択し、体験を行っています。 長年、この学習が行われてきたことで、地域の受け入れ事業所との連携も深まっており、生徒にとっても有意義な活動であるため、現在の取り組みを継続していきます。	継 続	職場体験学習では、性別により体験内容を分けられることがないよう事業所向けマニュアルを作成し、配布されたい。 また、男女で分け隔てなく、自分の希望や特性に応じ、さまざまな職種に就ける例を、幼少期から積極的に紹介するなど、指導方法を工夫されたい。

50	人権出前講座の充実	(人権教育課)
	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくります。 人権意識の基盤づくりを意識し、まずは、日常を振り返ることを通して「人を大切にする」ことを考えたり、家庭で人を大切にするについて話し合ったりすることをねらいとし、ワークショップ手法を用いることで、参加者が受け身で学ぶのではなく、一人一人が大切にされ、自分が自分らしく生きられる社会について考えていることや、気づいたことを出し合いながら確かめ合えるきっかけとなりました。 H30 年度実績 人権問題を考える小集会 開催数 87 回 参加者 2,584 人	継 続 参加者が多いことに一定の評価はするが、固定参加者に加えて新規参加者の増に努められたい。 また、男女共同参画を主眼とした講座の開催を強く求める。
51	人権教育ステップアップ事業の実施	(人権教育課)
	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。 子どもを取り巻く人権課題が多様化していることや、急速に進む教職員の世代交代を踏まえ、人権教育推進の要となる教職員一人一人の人権意識を高め、実践力を培うために、性の多様性や障がい者の人権等、テーマ別の講座（10 講座）を開設しました。 「多様な性のあり方にかかわる講座」、「障がい者の人権にかかわる講座」、「部落史講座」、「ワークショップを使った人権学習講座」、「つながる力を育てる講座」、「外国につながる児童生徒教育講座」、「生活綴り方講座」、「絵本の読み聞かせ講座」、「人権保育講座」、「子どもの人権にかかわる講座」 なお、男女共同参画を切り口に女性の人権を学ぶことについては、ジェンダーに関して学校現場で取り組みが進められていますが、社会で女性が置かれている厳しい現実を踏まえた上で取り組みを進めていくことが必要であることから、教職員研修として学ぶ機会の設定を検討していきます。	継 続 人権教育としながら、男女共同参画講座を開催していないことは遺憾であり、早期に男女共同参画を主眼とした講座を開催すべきである。 学校現場では、ジェンダーに関する取り組みが進められているが、社会では、未だ女性が厳しい立場にある現状を踏まえ、教職員への男女共同参画研修が不可欠である。

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

⑩ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
52	三重県男女共同参画センターなどの活用		(男女共同参画室)	
	男女共同参画に関する各種講座への参加促進および施設の活用を図ります。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催する事業のパフレットやチラシを、随時、窓口設置して、市民へ情報提供しています。 平成 30 年度は、津市男女共同参画フォーラム実行委員会が「フレンテまつり 2018」で男女共同参画を啓発する紙芝居を上演したほか、フレンテみえが主催した担当者向け研修会、「働き方改革実践塾」や「男女共同参画フォーラム」へ当室職員や他部署の職員が参加し、情報収集や知識習得を行いました。	継 続	フレンテみえでの研修会参加をはじめ、情報収集や各市町・団体との連携強化に一定の評価はできる。 一方、市民への情報提供が不十分なことから、HP等を活用し、積極的に情報提供に努められたい。また、県に頼ることなく、県都として男女共同参画センターの設置を早期に実現されたい。
53	男女共同参画推進団体などへの支援		(男女共同参画室)	
	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	津市男女共同参画フォーラムにて、男女共同参画を推進する各種団体の展示や取組紹介を行いました。 今後も機会を捉えて、男女共同参画推進団体を紹介し、市民に向けて男女共同参画に関する意識をより高めるための啓発をしながら、地域における男女共同参画を推進していきます。	継 続	男女共同参画の視点を持って活動中の市民団体を発掘するため、市民活動センターや市内大学のゼミ等にも関心を向けられたい。 また、男女共同参画フォーラムや情報紙等で、市民活動団体を積極的に取り上げ、支援されたい。

54	関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	(男女共同参画室・商業振興労政課)
	三重労働局など関係機関および各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ、ポスターなどの掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。 三重県内男女共同参画連携映画祭では、県内5つのセンターと20市町が連携して映画を通じて男女共同参画を身近に感じていただくため事業を実施しました。 「女性のための就職応援セミナー」は、三重労働局の後援を得て実施し、セミナー広報等にも協力を依頼するとともに、セミナー実施時には、労働局の情報資料配布やポリテクセンター伊勢による託児サービス付き職業訓練などを紹介しました。 今後も、三重労働局や関係機関などの情報を収集し、積極的に啓発していきます。 平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。その体制の中で、事業所における男女共同参画に関する啓発に関しても取り組んでいくこととし、8月にハローワーク津と共同で企業訪問を行い、男女共同参画も含めた雇用、労働に関する啓発を実施しました。	継 続 企業訪問では、男女共同参画の視点を含めた啓発に取り組みたい。 また、個別訪問に加え、事業所の経営者が集まる会議等での啓発も取り入れ、日常的に経営者との関係づくりを進めることで、訪問先を選考する方法も有効である。

⑰ 市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化

事業名・内容	平成30年度取り組み	次年度の方 向性	審議会からの意見
55 事業所訪問による啓発 関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性管理職の登用、ハラスメントなどについての意識啓発を図ります。	人権課・男女共同参画室・商業労政振興課と各総合支所（生活課・地域振興課）が協力して、市内企業30社を訪問し、企業に求められている社会的責任（CSR）やワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の意義などを説明し、人権尊重の重要性について資料を提示しながら啓発しました。なお、企業としてハラスメント対策や女性の活躍推進について取り組んでいることなどをアンケート形式で聞き取りながら、職場におけるセクハラ防止対策や相談しやすい相談体制の確立について、さらに取り組んでいただくよう依頼しました。	継 続	総合支所と連携し、訪問先を広域化したことは評価できる。 限られた訪問時間では、訪問の目的や内容を限定する必要がある。複数回訪問を含め、計画的な実施と検証を検討されたい。

56	就業条件向上の啓発	(商業振興労政課)
	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への登載や事業所訪問などを通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。 最低賃金については、改定の際に、広報津への掲載や商業振興労政課窓口へのポスター掲示などにより啓発を行いました。 また、働き方改革関連法の内容については、厚生労働省が作成した働き方改革関連法に関するハンドブックを窓口等に配架したほか、年次有給休暇の取得促進に向けたポスターの掲示など、就労条件に係る情報の発信に努めました。	継 続 引き続き、関係機関から就職条件向上に関する情報を収集し、市民および事業所に向け、その情報を活用した啓発を進められたい。

⑱ 庁内における推進体制の強化

事業名・内容	平成 30 年度の取り組み	次年度の 方向性	審議会からの意見
57 津市職員男女共同参画研修会の充実	(人事課・男女共同参画室)		
男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実に図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	女性活躍を推進するためには、「イクボス」意識の浸透が必要であることから、管理職を主に対象としてイクボスセミナーを開催しました。 今後も引き続き、テーマや対象者を工夫しながら、職員研修を通じて男女共同参画に関する職員の意識高揚を図っていきます。 平成 30 年 10 月 17 日（水） 15:00～16:30 場所 津リージョンプラザ お城ホール 対象 担当主幹級以上職員及び受講希望職員 272 人参加 内容 管理職のための女性活躍推進（イクボスセミナー） 一般社団法人女性労働協会 女性就業支援専門員 畠山初美さん 厚生労働省委託 女性就業支援全国展開事業として講師派遣	継 続	男女共同参画の視点に基づき、多岐にわたる分野とより多くの職員を対象とした研修を開催されたい。

①9 市民への啓発と協働の促進

事業名・内容		平成 30 年度の取り組み	次年度の方向性	審議会からの意見
58	市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底		(全庁・広報課)	
	各課（室）において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例および人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的および暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	広報津等については、掲載内容の確認を行い、不適切と思われる表現等があった場合には、担当部署と協議して適切な表現に改めました。また、写真やイラストを使用する際にも、不適切なものが使用されることのないよう十分に協議を行いました。 さらに広報課が制作する市勢要覧などの発行に際しても、不適切な表現とならないよう、課内で十分議論を行い制作しました。 引き続き、広報津や各所管が発行する刊行物において、新聞記者等が使用している記者ハンドブックの最新版に基づき、表現への配慮、チェックを複数の職員で行うとともに、写真やイラストについても不適切なものが使用されることのないよう複数の職員で確認し、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	継 続	職員のジェンダーに関する感覚を磨くとともにチェック体制のさらなる強化を図りたい。 また、問題が生じた場合は、情報を共有し、再発防止に取り組まれない。
59	男女共同参画に関する図書などによる情報提供		(市民交流課・地域連携課・男女共同参画室)	
	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民センターなどに設置するとともに、市民活動センターのホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	男女共同参画に関する学習や活動の参考資料として、津地域の市民センター2か所と市民活動センターへ新規購入図書を配架しました。これまでは、図書館のリサイクル本を啓発図書として利用してきましたが、情報が古いと利用が少ないため、新規購入しましたが、引き続き、図書に限らず、チラシやパンフレットなど男女共同参画に関して参考となる資料を提供していきます。	継 続	男女共同参画関連図書は、新規図書購入が望ましいため、図書館とも連携し、継続的な図書購入予算を確保されたい。 また、図書利用促進のため、関連図書の目録を公表し、各館の蔵書を連携して貸借するサービス等も検討されたい。

60	講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発	(男女共同参画室)
	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 「津市男女共同参画フォーラム」では、社会学者 古市憲寿さんによる「“ズレ” ない男女共同参画のために」と題した講演会を開催しました。若い世代や親子での参加も多く、分かりやすい言葉で、身近なところから男女共同参画について考える話をしていただき、日頃、男女共同参画に関心が薄いと思われる世代にも男女共同参画について考えてもらえるきっかけづくりができました。 また、1月～2月にかけて「女性のための就職応援セミナー」を津市中央公民館で開催。再就職やキャリアアップ等を目指すパソコンセミナーや女性の応援者を含めて女性の就労について考えるセミナーを開催しました。	継 続 市民の男女共同参画意識向上を図るには、知名度が高く、男女共同参画の視点から講演できる講師選定が必要である。引き続き、幅広い分野のテーマを取り入れ、魅力ある講師を選定されたい。
61	情報紙「つばさ」の発行	(男女共同参画室)
	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 編集スタッフと協働して年2回（10月、3月）情報紙を発行し、自治会回覧を行うと共に、津市ホームページへの掲載や市公共施設の窓口へ設置・配布しました。 地域で活躍する人や男女共同参画に関連する旬な話題の紹介、クロスワードパズル、料理レシピの紹介など市民に気軽に読んでもらえるような紙面づくりを心掛け、編集スタッフと共に内容充実を図りました。	継 続 市内の男女共同参画に関する市民活動団体の紹介や室長のコラムなどを取り入れ、より身近なところから男女共同参画を考えてもらえる紙面づくりを工夫されたい。
62	男女共同参画フォーラムの開催	(男女共同参画室)
	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 平成30年12月1日（土）11:00～16:00 津リージョンプラザで「津市男女共同参画フォーラム（わあむ津）」を開催し、市内外から、延べ801人の来場者が集まりました。 「変わる 動く 発信する ～男女共同参画 あなたの疑問をスッキリ解決!？」をテーマに掲げ、同フォーラム実行委員会による電子紙芝居「男女共同参画ってな～に?」、13団体による取組紹介・展示を行いました。同時開催した講演会の来場者にも取組紹介や展示を見	継 続 津市の男女共同参画推進にとって重要な事業であるため、マンネリ化させず、市民への働きかけを継続されたい。

		ていただくため、スタンプラリーを開催しました。日頃、男女共同参画に関心の薄い人々にも男女共同参画について考えていただくきっかけづくりができました。 また、男女共同参画フォーラム実行委員会では、年間を通じた啓発紙芝居を出張上演にて、引き続き啓発活動に取り組みます。		
63	広報紙・ホームページによる情報提供		(男女共同参画室)	
	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。	男女共同参画情報紙「つばさ」、三重県内男女共同参画連携映画祭、津市男女共同参画フォーラム、女性のための就職応援セミナーなどの男女共同参画に関する事業については、随時、市広報及びホームページへ掲載し情報発信しました。 また、10月と3月には男女共同参画情報紙「つばさ」を発行し、地域で活躍する人や男女共同参画に関連する旬な話題の紹介などにより市民の男女共同参画に関する意識高揚に努めました。	継 続	市広報、HPに加え、ツイッターやフェイスブックなど、さまざまな情報ツールを活用し、情報発信の充実を図りたい。
64	男女共同参画週間および津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発		(男女共同参画室・各総合支所人権啓発担当・図書館)	
	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間および男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画週間には、本庁舎及び各総合支所において懸垂幕の掲示や図書の特設コーナー等の設置を行い、全庁的に男女共同参画の啓発に努めました。 図書館では、特設コーナーの開設目的も含めて、児童書から一般書までより多くの本を紹介できるよう選書の段階で意識的に取り入れるよう努めていますが、今後、男女共同参画室の協力を得るなどして、選書の参考となる情報を収集します。 ホームページのおすすめ本やメールマガジンにおける新着本の紹介欄で男女共同参画に関する本をどのように紹介できるか、また、おはなし会の絵本選びに男女共同参画の視点をどのように取り入れることができるか調査・研究します。 また、6月30日には津リージョンプラザお城ホールで三重県内男女共同参画連携映画祭の一環としてディズニー映画「ズートピア」を上映し、男女共同参画について考えるきっかけづくりを行いました。 (入場者数 483人)	継 続	映画祭においては、映画単独では、男女共同参画の視点が伝わりにくいため、プレトーク等を実施されたい。 このように男女共同参画啓発週間には、庁内放送やケーブルテレビなどさまざまな方法を駆使し、市民・職員へ向けた啓発に取り組まれたい。 図書館においては、全職員が男女共同参画について考える機会を設けるとともに、各館独自の取り組みやボランティアグループと連携した活動を期待する。

3 数値目標の推移

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 年度 (H28) 計画策定時	2018 年度 (H30) 現状値	2022 年度 (R4) 目標値
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	46.0%	次期計画策定時 (R3) に調査	65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の比率	これまでの固定的な考え方ではなく男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方の啓発を進めます。	49.2%	次期計画策定時 (R3) に調査	60.0%
家庭児童相談の受付件数	家庭児童相談員による子育てについての悩みや不安などの相談支援の充実に努めます。	708 件	859 件	740 件
放課後児童クラブなどの未設置校区数	放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を設置し、未設置校区を減らします。	9 校区	7 校区	6 校区
放課後児童クラブの受け入れ児童数	運営者と連携し、放課後児童支援員などの確保および施設の整備に取り組み、放課後児童クラブの充実に努めます。	2,310 人	2,667 人	3,000 人
市の男性職員の育児休業取得率	本市男性職員の育児休業所得率の向上に努めます。	3.4%	8.0%	10.0% (2020 年度)

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 年度 (H28) 計画策定時	2018 年度 (H30) 現状値	2022 年度 (R4) 目標値
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、各審議会などへの女性の登用率が 30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	21.9%	25.5%	30.0%
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	8.9%	8.1%	12.0% (2020 年度)
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	13 人	13 人	16 人

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 年度 (H28) 計画策定時	2018 年度 (H30) 現状値	2022 年度 (R4) 目標値
市民人権講座の参加人数(延べ)	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるための講座を開催します。	703 人	898 人	800 人 (毎年)
防災会議における女性委員の比率	防災会議における女性委員の増加に努めます。	16.0%	18.0%	20.0%
女性委員を含む避難所運営委員会の設置率	災害時の避難所運営について、女性の意見や役割の重要性に配慮した運営委員会を設置し、体制の整備に努めます。	53.0%	53.0%	100.0%
津市特定健康診査受診率	40 歳～74 歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の向上に努めます。	40.4%	H29 参考 41.4%	56.0%

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

数値目標項目	取 組 内 容	2016 年度 (H28) 計画策定時	2018 年度 (H30) 現状値	2022 年度 (R4) 目標値
DV 被害者で相談した人の比率	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネットなどを活用し、広く市民への周知に努めます。	38.1%	次期計画策 定時 (R3) に調査	60.0%

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

数値目標項目	取 組 内 容	2016 年度 (H28) 計画策定時	2018 年度 (H30) 現状値	2022 年度 (R4) 目標値
意識啓発のための訪問事業所数	市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)などについての意識啓発を図ります。	30 事業所	30 事業所	40 事業所 (毎年)
男女共同参画フォーラム参加人数	実行委員会(公募市民)と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	608 人	801 人	700 人 (毎年)
津市男女共同参画条例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	28.9%	次期計画策 定時 (R3) に調査	50.0%

4 参考資料

(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	選 定 区 分
1	伊藤 好幸	—	公募
2	鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者（農業）
3	大田 弘純	—	公募
4	太田 増一	津市自治会連合会副会長	その他市長が必要と認める者（地域活動団体）
5	落合 知	三重労働局雇用環境・均等室室長	関係行政機関
6	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者（労働関係・商工業）
7	金児 美和子	津市民生委員児童委員連合会	その他市長が必要と認める者（地域活動団体）
8	佐藤 ゆかり	—	公募
9	辻 修一	三重県環境生活部 次長 (人権・社会参画・生活安全担当)	関係行政機関
10	◎ 東福寺 一郎	—	学識経験者
11	深尾 充彦	連合三重津地域協議会	その他市長が必要と認める者（労働関係・雇用）
12	○ 前山 都子	インスピレーマネジメント代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者（女性起業家）

※ ◎…会長、○…副会長

(敬称略)

(2) 平成 30 年度施策進捗状況審議経過

年 月 日	事 項
令和元年 6 月 24 日	第 1 回津市男女共同参画審議会 ・ 委嘱式 ・ 会長、副会長の選出 ・ 男女共同参画室の事業について ・ 審議会の事業スケジュールについて ・ 第 3 次津市男女共同参画基本計画に基づく平成 30 年度施策進捗状況調書について
令和元年 6 月 24 日 ～ 7 月 12 日	各委員から平成 30 年度施策進捗状況に関する意見を募集
令和元年 7 月 29 日	第 1 回検討委員会 ・ 「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）
令和元年 8 月 6 日	第 2 回検討委員会 ・ 「審議会からの意見」とりまとめ（基本目標Ⅳ～Ⅴ）
令和元年 9 月 25 日	第 2 回津市男女共同参画審議会 ・ 第 3 次津市男女共同参画基本計画に基づく平成 30 年度施策実施状況報告書について